

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

(平成20年度事後評価書)

評価時期：平成20年 8 月
 担当部局：公害等調整委員会
 事務局 総務課

対象政策	1 公害紛争の処理									
政策の概要	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために公害審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>									
関連する施策	<p>(1) 公害紛争事件の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係属した公害紛争事件の迅速かつ適正な処理 <p>(2) 公害紛争の処理に係る調査研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化・複雑化する公害紛争に対応するための調査研究等 <p>(3) 都道府県公害審査会等との連絡協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害紛争の処理に係る会議の実施等 <p>(4) 公害苦情等についての地方公共団体に対する指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害苦情調査の実施 ・ 公害苦情処理に係る会議の実施等 									
政策の目標	<p>(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る</p> <p>(2) 多様化・複雑化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う</p> <p>(3) 国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情の適切な処理の促進を図る</p>									
測定指標の状況	<p>(1) 公害紛争事件の処理</p> <p>① 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>平成19年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（調停事件1件、裁定事件5件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件2件、裁定事件16件）である。このうち4件（調停事件1件、裁定事件3件）が19年度中に終結し、残り14件は20年度に繰り越された。</p> <p>【平成19年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理状況】</p> <table border="1" data-bbox="252 1892 1533 2033"> <thead> <tr> <th></th> <th>事 件 名</th> <th>処理状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">調停事件</td> <td>伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件</td> <td>係属中</td> </tr> <tr> <td>不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件</td> <td>終結</td> </tr> </tbody> </table>			事 件 名	処理状況	調停事件	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	係属中	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	終結
	事 件 名	処理状況								
調停事件	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	係属中								
	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	終結								

裁 定 事 件	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	終結
	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	係属中
	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	終結
	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	係属中
	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	終結
	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	係属中
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	係属中
	和歌山県美浜町における樺山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	係属中
	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	係属中
	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	係属中
	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件 (2件)	係属中 (うち1件新規)
	港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	係属中(新規)
	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	係属中(新規)
	さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	係属中(新規)
	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	係属中(新規)

このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後処理としての慰藉料額等変更申請について、新たに受け付けた5件に前年度から繰り越された3件を加えた計8件が平成19年度に係属した。このうち5件が19年度中に終結し、残り3件は20年度に繰り越された。

(i) 調停事件の処理状況

不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件については、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の被害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。昭和48年度の第1次調停以来、平成19年度末までに52次にわたる調停を実施し、604件（患者数1,461人）について調停が成立した。

その他、平成20年度に繰り越された伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件についても、調停期日の開催、現地調査の実施などの処理手続を進めた。

(ii) 裁定事件の処理状況

名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件については、審問期日を開催し、申請人らに対する証拠調べを行うとともに、専門委員1名を選任したほか、騒音測定結果を報告書に取りまとめるなどの手続を進めた。その結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断したため、職権で調停に付し、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請は取り下げられたものとみなされ、終結した。事件の処理期間は、約3年1か月である。

横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件については、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、終結した。事件の処理期間は、約2年2か月である。

渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件については、審問期日の開催、現地調

査の実施等の裁定手続を進めた結果、被申請人の損害賠償責任を一部認める裁定をし、終結した。事件の処理期間は、約1年10か月である。

その他の平成20年度に繰り越された13件についても、審問期日の開催、現地調査の実施、専門委員の任命などの処理手続を進めた。

②公害紛争事件の処理の計画性及び期間

上記の平成19年度に終結した事件（4件）の平均処理期間は、約1年10か月であった。

上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。

上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。

(2) 公害紛争の処理に係る調査研究等

①公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況

(i) 公害紛争処理法施行令の一部改正

公害紛争処理制度の一層の活性化を図る取組の一環として、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、調停や原因裁定と仲裁を連続して行う場合に手数料の控除を行うこととし、条例改正の参考として、都道府県に周知した。

(ii) 化学物質過敏症に関する情報収集、解析調査の実施

近年、化学物質による健康被害が問題となっているが、その病態等は未解明な部分が多く、早急な問題解決に至ることが難しい状況が存在している。このため、いわゆる化学物質過敏症に関する情報を収集・整理、解析するとともに、外部の有識者にこの問題と民事責任論についての考察を依頼し、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめた。

(iii) 国際会議への参加

国際連合環境計画（UNEP）アジア太平洋事務局（ROAP）からの招請を受け、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議」に審査官等を派遣した。

我が国の公害経験とそれを踏まえた環境裁判や公害紛争処理制度等を紹介し、参加国からは、自国における制度整備の参考になるとの高い評価を得た。

②公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）

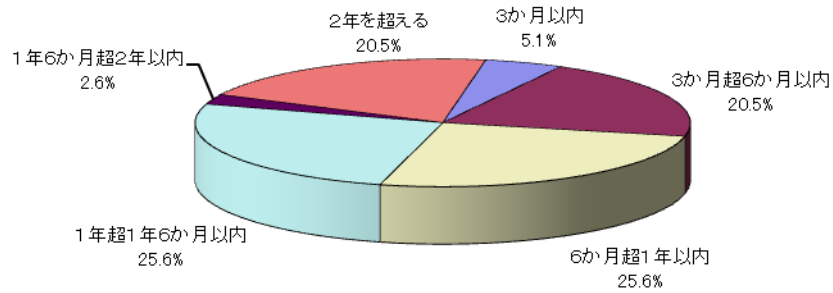
① (ii) のとおり、化学物質過敏症に関する情報の収集・整理、解析等を新たに行い、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。

(3) 都道府県公害審査会等との連絡協議

①都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況

平成19年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件42件に前年度から繰り越された調停事件44件を加えた計86件である。このうち39件が19年度中に終結（調停成立11件、調停打ち切り19件、調停申請取下げ9件（義務履行勧告申出事件1件含む））し、残り47件は20年度に繰り越された。また、終結した39件の事件のうち、約5割が1年以内に終結している。

都道府県公害審査会等における事件の処理期間
(平成19年度)



総数：39

②公害紛争の処理に係る会議等の実施状況

公害紛争処理制度の円滑な運用を図るため、審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」(平成19年6月)や都道府県の公害紛争処理担当職員を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」(平成19年10月～11月)等の各種会議を開催し、公害紛争処理に係る講演やパネルディスカッション、情報・意見の交換等を実施した。

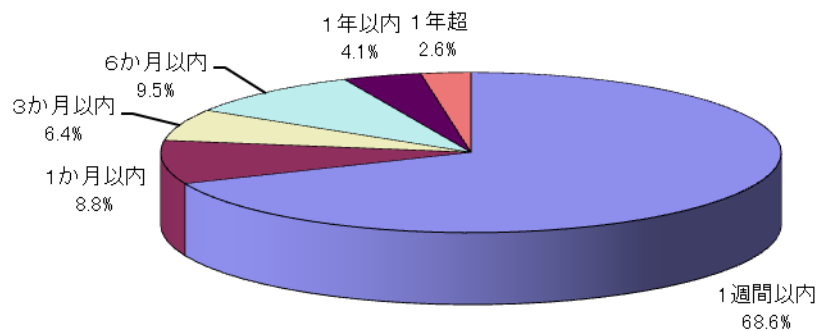
(4) 公害苦情等についての地方公共団体に対する指導等

①地方公共団体における公害苦情の処理状況

平成18年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた97,713件(前年度に比べて2,058件(2.2%)の増加)に前年度から繰り越された6,117件を加えた103,830件である。

このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、89,130件(処理件数の85.8%)が平成18年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数(62,395件)のうち、68.6%(42,804件)が苦情申立てから1週間以内に処理されている。

苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数
(平成18年度)



総数：62,395

②公害苦情処理に係る会議等の実施状況

公害苦情処理能力の向上を図るため、都道府県、市区町村の公害苦情相談員等を対象とした「公害苦情相談研究会」（平成19年9月）を開催し、講演、事例研究等を行った。また、公害苦情相談の適切な処理に資するため、「公害苦情相談員等ブロック会議」（平成19年10月～11月）を開催し、公害紛争処理に関する情報及び意見の交換等を行った。

③公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）

公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度は回答のあった者の98%、理解度は同98%となり、設定した目標を達成できた。

○参考度		○理解度	
1 とても参考になった	29人	1 よく理解できた	20人
2 参考になった	32人	2 理解できた	39人
3 あまり参考にならなかった	1人	3 あまり理解できなかった	1人
4 参考にならなかった	0人	4 理解できなかった	0人
5 分からない	0人	5 分からない	0人
(無回答)	3人	(無回答)	5人

(注) 参考度＝「とても参考になった」＋「参考になった」
 理解度＝「よく理解できた」＋「理解できた」

評価の結果

測定指標の状況から、公害等調整委員会の係属案件について、迅速かつ適正な処理が行われており、また、専門委員の専門的知見の活用や、新たな調査研究の実施等により多様化する公害紛争に対応した制度の運用が図られており、目標(1)及び(2)は達成されていると言える。

また、審査会等の公害紛争の処理状況、地方公共団体の公害苦情の処理状況等から、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)は達成されていると言える。

以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。

学識経験を有する者の知見の活用

平成20年3月11日に「平成19年度公害等調整委員会政策評価懇談会」を開催し、公害等調整委員会の業務の状況について学識経験者の意見を聴取し、今後の業務の改善に役立てることとした。主な意見は以下のとおりである。

- ・都道府県公害審査会等で取扱うような小規模な事件が裁定として申請された場合、公害等調整委員会が取扱うのは、過重負担となるのではないか。
- ・原因裁定の嘱託制度をもっと活用するため、裁判所に対して強くアピールしたほうが良い。
- ・事件の処理をもう少し迅速に処理するため、処理期間の目標を目安として作ってはどうか。
- ・地方公共団体に対する研修会などで、広報についての研修等を行ってはどうか。
- ・都道府県公害審査会等における仲裁制度の活性化に取り組むべき。

評価を行う過程において使用した資料等

- ・各種会議における諸資料
- ・各事件の処理経過等に関する諸資料
- ・「平成18年度公害苦情調査結果報告書」
- ・「平成19年度公害等調整委員会年次報告」

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書

(平成20年度事後評価書)

評価時期：平成20年 8月
 担当部局：公害等調整委員会
 事務局 総務課

対象政策	2 土地利用の調整						
政策の概要	公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。						
関連する施策	(1) 鉱区禁止地域の指定 ・ 係属した鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理 (2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定 ・ 係属した不服裁定事件の適正かつ迅速な処理 (3) 土地収用法に基づく意見の申出等 ・ 係属した事案への的確な意見の申出等						
政策の目標	(1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る (2) 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る						
測定指標の状況	<p>(1) 鉱区禁止地域の指定</p> <p>① 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</p> <p>平成19年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は1件であり、三重県知事から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があり、平成20年3月28日に受け付けた。</p> <p>(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定</p> <p>① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>平成19年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る不服の裁定事件は、前年度から繰り越された2件であり、これらすべてが19年度中に終結した。</p> <p>【平成19年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件の処理状況】</p> <table border="1" data-bbox="264 1709 1492 1899"> <thead> <tr> <th>事 件 名</th> <th>処理状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件</td> <td>一部棄却 一部却下</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件</td> <td>認容</td> </tr> </tbody> </table>	事 件 名	処理状況	愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	一部棄却 一部却下	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	認容
事 件 名	処理状況						
愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	一部棄却 一部却下						
鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	認容						

	<p>愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件については、7回の審理期日を開催するなど審理手続を進めた結果、申請人の請求を一部棄却、一部却下する裁定を行い、終結した。また、鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件については、7回審理期日を開催するなど審理手続を進めた結果、申請人の請求を認容する裁定を行い、終結した。</p> <p>上記の処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。</p> <p>②不服裁定事件の処理の計画性及び期間</p> <p>平成19年度に係属した不服の裁定事件2件については、それぞれ約1年10か月、約1年7か月で終結し、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。</p> <p>(3) 土地収用法に基づく意見の申出等</p> <p>①土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</p> <p>平成19年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案14件、前年度から繰り越された6件を加えた計20件である（土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出19件、採石権の設定等の決定に対する承認申請1件）。20件のうち9件については平成19年度中に終結し、その処理期間は平均約8か月であった。残り11件は20年度に繰り越された。</p> <p>上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</p>
<p>評価の結果</p>	<p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成20年3月11日に「平成19年度公害等調整委員会政策評価懇談会」を開催し、外部有識者の意見を聴取したが、土地利用の調整に係る意見は特段見受けられなかった。</p>
<p>評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各鉱区禁止地域の指定請求事件に関する諸資料 ・各不服の裁定事件についての処理経過等に関する諸資料 ・各意見の申出等事案に関する諸資料 ・「平成19年度公害等調整委員会年次報告」